受付印

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

（宛先） 常陸太田市長 殿

年　　月　　日

常陸太田市市税条例第27条の4の規定により、市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、届出します。					
所在地（住所）					
フリガナ					
名称（氏名）					
代表者の職氏名		電話番号	―　　―		
法人番号				担当者	（連絡先） （氏　名）
特別徴収義務者指定番号		※市町村ごとに異なります			
理由	※該当する番号に〇を付けてください。 1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2. その他（理由:　　）				

関与税理士署名	（連絡先）

【 注意事項 】

1. 届出者が個人である場合にその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。

2. この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が、失われることになります。

※ 給与の支払いを受ける者が常時10人未満になったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。

3. この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくことになります。

［例］ この届出書を提出した日が3月の場合の納期限
◎12～2月分⇒4月10日まで　◎3月分⇒4月10日まで　◎4～5月分⇒翌月10日まで

【 提出先 】
〒313-8611　茨城県常陸太田市金井町3690番地　常陸太田市役所　総務部　税務課　市民税係